

平成 20 年 4 月 9 日

原子力発電所における定期安全管理審査の評定結果の通知について

電気事業法第 55 条第 6 項で準用する第 50 条の 2 第 5 項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構から審査結果の報告のあった下記の定期安全管理審査について、同法第 55 条第 6 項で準用する第 50 条の 2 第 6 項の規定に基づき評定を実施し、本日、別紙のとおり評定の結果を通知しましたのでお知らせします。

記

東北電力(株)女川原子力発電所第 3 号機第 3 回定期安全管理審査

東京電力(株)福島第一原子力発電所第 3 号機第 3 回定期安全管理審査

※独立行政法人原子力安全基盤機構の定期安全管理審査結果報告書については、下記 URL をご参照下さい。

<http://www.jnes.go.jp/katsudou/topics2007.html>

(お問い合わせ先)

原子力安全・保安院 原子力発電検査課

担当者：忠内、菅生

電 話：03-3501-1511 (内線 4871)

03-3501-9547 (直通)

(別紙)

・東北電力(株)女川原子力発電所第3号機第3回定期安全管理審査

(1) 評定の結果

B 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

(2) 評定の結果の理由

平成20年2月25日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められなかったものの、改善が必要とされる事項が、文書審査及び実地審査を通じて2件認められたとしている。当該2件については、審査期間中に是正処置が適切に行われたことを確認したとしている。

機構は、同発電所において、より良い品質マネジメントシステムの構築・運用に向け、前向きに努力していることが審査の過程において認められたこと、及び本機の前回定期安全管理審査の評価結果の一因となった配管肉厚測定の不適切な管理、及び不適合処置の未実施については着実に改善が行われていることが認められたことなどから、同発電所の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査は概ね自律的かつ適切な体制で実施されていると判断するとしている。

当院は、審査結果について、当該通知及び機構の説明に基づき精査した結果、審査期間中に指摘のあった2件のうち1件については、不適合管理に関する指摘であり、既に是正処置が適切に行われているものの、今後の同発電所の審査において不適合管理が適切に実施されているか、観察する必要があると判断する。

以上より、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。

・東京電力(株)福島第一子力発電所第3号機第3回定期安全管理審査

(1) 評定の結果

B 当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

(2) 評定の結果の理由

平成20年2月22日に機構から経済産業大臣あてに提出のあった定期安全管理審査結果の通知書と、その後の機構からの説明によれば、機構は、当該号機に係る定期事業者検査について審査した結果、重大な不適合と判断されるものは認められなかったとしている。

しかしながら、定期検査「原子炉停止余裕検査」において、定期事業者検査要領書のチェックシートの記載内容の誤りから、検査条件を満足せずに検査が実施されていたことが判明している。

機構は、以上のことから、本機の審査期間中の定期事業者検査において発生した不適合について適切に処理され、是正に向けた取組みが着実に進められていることを確認できたことから、同社の品質マネジメントシステムは概ね機能しており、定期事業者検査は概ね自律的な体制で実施されていると評価されるとしているものの、検査における事前確認が適切に管理され、実施されるよう改善を継続していくことが必要であると指摘している。

当院は、平成18年11月30日に全電力会社に対して発電設備に関する総点検を指示したが、その結果、当該号機について、昭和53年11月に「制御棒引き抜けに伴う原子炉臨界と運転日誌等の改ざん」という安全が損なわれたおそれのあった事象が確認されたことから、平成19年5月7日に策定した「発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画」に基づき、検査の適正な実施及び原子炉停止中の作業の安全の確保の観点から、通常定期検査に加えて、期間を延長して特別な検査を実施した。

当院は、検査における事前確認が適切に管理されていなかった件について、特別な検査の対象プラントであるにも関わらずに発生したことに鑑み、今後の保安検査においてその是正処置の内容について厳格に確認していくこととする。

以上から、当院は、当該号機に係る定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に行い得ると判断する。

(参考)

原子力発電所における定期安全管理審査制度の概要

1. 経緯

原子力発電所における一連の不正問題を踏まえ、平成15年10月1日に施行された電気事業法の改正により、定期事業者検査が設けられ、事業者は、原子力発電設備を定期的に検査し、技術基準への適合性を確認するとともに、その結果を記録・保存することが義務付けられた。

また、原子力安全基盤機構（以下「機構」という）が定期事業者検査の実施に係る体制を審査するとともに、国がその結果に基づいて総合的な評定を行う定期安全管理審査制度が併せて創設された。

2. 定期安全管理審査の実施

定期安全管理審査では、機構が定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程の管理、検査に係る教育訓練などが、品質保証及び保守管理に関するルール（JEAC4111-2003, JEAC4209-2003等）を満たしているかについて、抜き打ち的手法も用いた文書及び現地の確認を行うことにより、審査を実施している。

審査結果については、経済産業大臣へ通知される。

3. 審査結果に基づく評定

国は、機構から通知を受けた定期安全管理審査の結果に基づいて、次の三段階で評定を行い、審査を受けた事業者へ通知する。

A：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

B：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る。

C：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得るために、相当程度改善すべき事項がある。

4. 評定の結果によるインセンティブ

本制度では、評定の段階に応じ、次回の定期安全管理審査の実施項目を増減させるなどのインセンティブ規制を行い、定期事業者検査の信頼性・透明性を確保するとともに、事業者の安全確保の取り組みを促す。